徳島県告示第５３７号

国土調査法（昭和26年法律第１８０号）第19条第１項の規定に基づき、上勝町長から認証の請求のあった地籍調査の成果については、同条第２項の規定により次のとおり認証した。

令和８年10月27日

徳島県知事　後藤田　正純

１⑴　調査を行った者の名称
上勝町
⑵　調査を行った時期
令和５年度及び令和６年度
⑶　成果の名称
上勝町大字福原の一部の地籍図及び地籍簿（福原10地区）
⑷　調査を行った地域
勝浦郡上勝町大字福原の一部（福原10地区）
⑸　認証年月日
令和８年10月16日

２⑴　調査を行った者の名称
上勝町
⑵　調査を行った時期
令和５年度及び令和６年度
⑶　成果の名称
上勝町大字旭の一部の地籍図及び地籍簿（旭14地区）
⑷　調査を行った地域
勝浦郡上勝町大字旭の一部（旭14地区）
⑸　認証年月日
令和８年10月16日